次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第一条第二項、第三条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験 **第一条**　新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（平成三十年経済産業省令第四号。以下「省令」という。）第一条第二項の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。 ほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験又はほ乳類を用いる反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験 ほ乳類を用いる九十日間の反復投与毒性試験 細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験 細菌を用いる復帰突然変異試験及びマウスリンフォーマＴＫ試験による変異原性試験	新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験 （新規）

第二条　省令第三条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、前条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

（削る）

第三条　省令第五条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、第一条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第一条　新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（以下「省令」という。）第二条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が省令第一条第二項に規定する試験と同等以上のものとして別に定める試験は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

哺乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験又は哺乳類を用いる反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験	哺乳類を用いる九十日間の反復投与毒性試験
細菌を用いる復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験	細菌を用いる復帰突然変異試験及びマウスリンフォーマＴＫ試験による変異原性試験

第二条　省令第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が哺乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、前条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。